

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成25年 5月27日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 6 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	所内低圧電源設備配電盤(パワーセンター)2B-2(5C)「原子炉建屋給気ファン2B」用気中しゃ断器において、支エレバーとヨーク間の隙間が判定基準値より大きい事が認められたため、当該気中しゃ断器を取替。	GⅢ	
2	2号機	タービン建屋低電導度廃液系サンプ(A)ポンプ(A)軸封部において、漏えいが認められたため、当該軸封部押さえを増し締め実施。	対象外	H25.6.6再審議にてグレード変更 GⅢ→対象外
3	3号機	換気空調系建屋内冷房装置冷凍機(A)の蒸発器安全弁元弁において、弁ハンドルの折損が認められたため、対応検討。	GⅢ	
4	4号機	非常用ディーゼル発電設備(A)給気ファン(A)電動機において、グリス注入口の折損が認められたため、対応検討。	GⅢ	
5	1・2号廃棄物処理設備	圧力抑制室水排水系サージタンク室高電導度廃液系サンプ移送配管において、水滴が認められたため、当該配管を点検。	GⅢ	
6	3・4号廃棄物処理設備	タンクベント処理系固化設備機器排気フィルタユニット出口酸素濃度B系記録計において、指示不良(ダウンスケール)が認められたため、当該記録計を点検。	GⅢ	